**平成２２年（フ）第３６０号**
群馬県伊勢崎市香林町１丁目179番地10
債務者　石井セルジオ（ＩＳＨＩＩ　ＳＥＲＧＩＯ　ＹＯＳＨＩＯ）
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第３６１号**
群馬県伊勢崎市香林町１丁目179番地10
債務者　石井マルタ（ＩＳＨＩＩ　ＭＡＲＴＡ　ＤＥ　ＯＬＩＶＥＩＲＡ）
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第３６２号**
群馬県前橋市下大島町944番地４
債務者　関口加代子
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第３６５号**
群馬県伊勢崎市堀口町119番地
債務者　酒井喜代志
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第３６６号**
群馬県前橋市大利根町１丁目14番地２　Ｅ３－８号
債務者　小嶋眞美子
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第３７１号**
群馬県前橋市富士見町時沢2231番地６
債務者　城田　洋子
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第３７２号**
群馬県前橋市上新田町917番地　トゥ・エスポワールＢ―209号
債務者　片山　博美
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第３７３号**
群馬県前橋市上新田町917番地　トゥ・エスポワールＢ―209号
債務者　片山百合子
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第２０４号**
群馬県高崎市末広町102番地７
債務者　江口　健志
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第５１５号**
埼玉県狭山市大字青柳63番地　新狭山ハイツ15棟101号
債務者　齊藤真由美
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第５２８号**
埼玉県飯能市大字吾野236番地２、従前の住所埼玉県飯能市大字中藤中郷539番地６
債務者　新藤　右輔
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第３６５号**
新潟市東区上木戸５丁目24番19号、前住所静岡県富士宮市上井出11番地の１
債務者　藤澤　正巳
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３６６号**
新潟市東区上木戸５丁目24番19号、前住所静岡県富士宮市上井出11番地の１
債務者　藤澤　榮子
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第６８号**
京都市右京区西院西高田町８番地２
債務者　野村工務店こと　野村　幸雄
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第６９号**
京都市右京区西院西高田町８番地２
債務者　野村　史津
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第８５４号**
京都市上京区西堀川通下長者町下る桝屋町28番地　出水団地１棟139号
債務者　松田　郁子
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０２４号**
京都府木津川市梅美台１丁目３番地２　ボワ・シャトレー105号
債務者　吉村　絵里（旧姓山路・光安）
１　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係